

神崎市特産品創出事業補助金交付要綱

令和 8 年 8 月 2 1 日

要 綱 第 5 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内産業の活性化を図るため、市内で生産された農作物、特産品等を活用した商品の開発を行う団体等に対し、予算の範囲内で神崎市特産品創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、神崎市補助金等交付規則（平成 18 年神崎市規則第 44 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号の要件を全て満たす団体とする。

- (1) 市内に住所を有する団体等（「法人」「組合」「団体」）
- (2) 国及び県の補助金又は市から他の補助金を受けていない団体
- (3) 過去に本補助金を受けていない団体

2 市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 補助対象経費は、市内で生産された農作物又は特産品等を活用して、新商品開発（特産品開発）を行う事業に取り組むために必要不可欠な経費とし、別表に定めるとおりとする。

2 補助率は補助対象経費の 2/3 とする。ただし、補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助事業団体」という。）の交付申請額の総額が当該年度の本補助金に係る予算額を超える場合は、各補助事業団体の交付申請額の比率に応じて按分した額を補助金の額とする。なお、算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、規則第 3 条に基づき補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を別に定める審査基準に基づき審査し、補助金交付の可否を決定し、補助金の交付を適当と認めたときは、その旨を規則第 6 条に基づき補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(補助金の変更等)

第 6 条 補助事業団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第 8 条に基づき補助金変更交付申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 事業に要する予算を変更しようとするとき
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき

(3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、規則第 8 条に基づき補助金変更交付決定通知書（様式第 4 号）により交付の決定を変更することができる。

（補助金の実績報告）

第 7 条 補助事業団体は、補助事業の完了後 30 日以内または当該年度の 3 月末日までに規則第 12 条に基づき実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 8 条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第 13 条に基づき補助金確定通知書（様式第 6 号）により当該補助事業団体に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 9 条 市長は、前条の規定により確定した額を補助事業等の完了後に交付するものとする。ただし、市長が補助事業等の性質上適当と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算で交付することができる。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、規則第 14 条に基づき概算払交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により交付した補助金の額と補助金変更等の額とに過不足が生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

（器具・備品の管理）

第 10 条 補助事業者が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう備品管理台帳（様式第 8 号）により、適正に管理するものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年要綱第 5 5 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

補助事業	補助対象経費
1 商品開発・特産 品開発・既存商 品改良支援	事業の目的を達成するために必要な経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、 修繕料）、役務費（手数料、通信運搬費、広告料等）、委託料、使用 料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、 その他市長が必要と認める経費（団体等の基本運営費を除く）

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

神埼市長 様

申請者 住所
氏名

㊞

神埼市特産品創出事業補助金交付申請書

下記のとおり神埼市特産品創出事業補助金の交付を受けたいので、神埼市特産品創出事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の目的及び内容
- 3 補助事業等の経費所要額
- 4 交付申請額
- 5 補助事業等の完了予定年月日
- 6 添付書類
 - ・事業計画書
 - ・収支予算書

第 号
年 月 日

様

神埼市長



神埼市特産品創出事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった神埼市特産品創出事業補助金については、下記のとおり交付することと決定したので、神埼市特産品創出事業補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付条件

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

神埼市長 様

申請者 住所
氏名

印

神埼市特産品創出事業補助金変更交付申請書

下記のとおり神埼市特産品創出事業補助金に係る補助事業の一部を変更したいので、神埼市特産品創出事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の変更の理由及び内容
- 3 補助事業等の変更後の経費所要額
- 4 変更後の交付申請額
- 5 添付書類
 - ・ 変更事業計画書
 - ・ 収支予算書

第 号
年 月 日

様

神埼市長



神埼市特産品創出事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった神埼市特産品創出事業補助金については、下記のとおり変更承認し、交付することと決定したので、神埼市特産品創出事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 変更後の交付決定額

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

神埼市長 様

申請者 住所
氏名 印

神埼市特産品創出事業実績報告書

神埼市特産品創出事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の成果及び内容
- 3 補助事業等の経費精算額 円
- 4 補助金等の経費精算額 円
- 5 補助金等の既交付額 円
- 6 補助事業等の完了年月日 年 月 日
- 7 添付書類
 - ・ 事業報告書
 - ・ 収支精算書

第 号
年 月 日

様

神埼市長 

神埼市特産品創出事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった（ ）については、下記のとおり補助金等の額を確定したので、神埼市特産品創出事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金等の確定額 円
- 3 補助金等の交付決定額 円
- 4 補助金等の既交付額 円

年 月 日

神埼市長 様

申請者 住所
氏名 印

神埼市特産品創出事業補助金概算払交付請求書

神埼市特産品創出事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業等の名称

2 補助金等の請求額 円

(内 訳)	確 定 額	円
	交付決定額	円
	既 交 付 額	円
	残 額	円

3 振込先

金 融 機 関 名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
名義（ふりがな）	

器具・備品管理台帳

取得年月日	器具・備品名	個数	取得金額	耐用年数

※器具及び備品に関する財産処分の制限については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める耐用年数に相当する期間とし、耐用年数内における事業廃止等の場合には減価償却期間の残年数に係る補助金を市へ返還するものとする。

神崎市特産品創出事業補助金

審 査 基 準

1. 基礎項目

次の要件を全て満たすものであること。1つでも要件を満たさない場合には、その申請は失格とし補助金交付の対象としない。

- (1) 申請者が補助対象団体の要件に合致していること。
- (2) 申請者は、補助事業を遂行するために必要な能力を有すること。

2. 評価項目

(1) 整合性・商品設計

- ・補助事業の目的や内容が明確であるか。
- ・市場のニーズやターゲットを考慮した商品設計となっているか。
- ・市のふるさと納税返礼品として需要が期待できるか。

(2) 新規性・独自性

- ・類似する商品がないか。
- ・他にない機能や特徴を有しているか。
- ・独自性の高い特産品であるか。

(3) 地域性

- ・原材料に市の資源を活用しているか。
- ・市の魅力をPRすることが期待できる特産品であるか。

(4) 実現可能性

- ・事業計画は実行性のあるものとなっているか。
- ・収支予算は適切に事業費を見込んで作成されているか。

(5) 継続性・将来性

- ・商品化後の具体的な販路や販促方法等の販売戦略が考えられているか。
- ・特産品を活用した事業展開の意欲や工夫があるか。
- ・将来的な事業展開の可能性が期待できるか。